

# ○国立大学法人上越教育大学デザイン相談ルーム設置要項

(平成26年10月17日学長裁定)

最終改正 平成31年3月22日

(趣旨)

**第1条** 国立大学法人上越教育大学情報・広報委員会（以下「委員会」という。）にデザイン相談ルーム（以下「相談ルーム」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 相談ルームは、上越教育大学ブランドを確立するための統一的な広報をするため、ロゴマーク、ロゴタイプ、コミュニケーションマーク及びイメージキャラクター（以下「ロゴマーク等」という。）の使用を含むデザインの相談並びに大学広報に関するデザインの一元管理を行うことを目的とする。

(業務)

**第3条** 相談ルームにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学の広報に関するデザインの相談に関すること。
- (2) 大学の広報に関する完成品デザインの一元管理に関すること。
- (3) ロゴマーク等を使用する場合の相談（色校正を含む。）に関すること。
- (4) J U E N ユニバーシティ・アイデンティティ マニュアルに関すること。
- (5) その他一般的なデザインの相談に関すること。

(組織)

**第4条** 相談ルームは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) ルーム長
  - (2) 主任相談員
  - (3) 相談員
- 2 ルーム長は、情報・広報委員会委員長をもって充て、相談ルームの業務を統括する。
- 3 主任相談員は、情報・広報委員会委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 相談員は、ルーム長が広報課から指名する。

(事務の処理)

**第5条** 相談ルームに関する事務は、広報課において処理する。

(その他)

**第6条** この要項に定めるもののほか、相談ルームの運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

**附 則**

この要項は、平成26年10月17日から施行する。

**附 則（平成27年3月24日）**

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（平成30年3月23日）**

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年3月22日）**

この要項は，平成31年4月1日から施行する。